

台風等の災害時における  
適切な情報活用サイクルを踏まえた  
初動対応マニュアル

— 令和7年台風第15号の教訓を未来へ生かすために —

令和8年6月  
静岡県危機管理部

## はじめに

令和7年台風第15号では、牧之原市を中心に竜巻等の被害が発生し、県の初動対応の不備が指摘された。これを受けて県は、「令和7年台風第15号における災害対応の在り方に関する有識者検討会」を設置した。

検討会は令和7年11月から令和8年1月にかけて計4回開催され、「情報収集」「情報共有」「意思決定」の3分野について、課題、改善の方向性及び具体的な取組内容を整理し、報告書として取りまとめた。

私たち危機管理部が今後、同様の失敗を防ぐためには、報告書で示された具体的な取組内容を着実に実行・定着させ、初動対応の枠組み全体を再構築する必要がある。その取組の一つとして、このマニュアルを整備した。

本マニュアルは、「情報収集」「情報共有」「意思決定」の基本的な考え方を示すとともに、災害対策本部の設置や災害救助法の適用といった「個別対策」について、判断プロセスを整理した。

本マニュアルが、日頃から災害対応に必要な心構えを身に付け、これを共通の基盤として、職員一人ひとりが、災害時に県民の生命や暮らしを守るために迷わず行動できる確かな指針となるよう取りまとめた。

## 目 次

第1章 災害時の心構え	1
第2章 情報収集	2
第3章 情報共有	3
第4章 意思決定	4
第5章 個別対策	5
1 災害対策本部の設置	5
2 避難情報発令の助言	8
3 災害救助法の適用	11
4 自衛隊の災害派遣要請	15
第6章 平時の備え	19

## 第1章 災害時の心構え

災害時、危機管理部職員は役職にかかわらず、以下の7つの心構えを共有し各自が主体的に行動する。

### 1 プロアクティブの原則の徹底

疑わしいときは行動せよ。最悪の事態を想定せよ。空振りも許されても見逃しは許されない。

(注) ここでプロアクティブ (proactive) とは、「前向き・積極的・先験的」といった意味である。

### 2 早く、大きく構える

情報が不十分でも思い切って動く。待ってから動くのではなく、動いてから待つ。

### 3 情報の統合と分析の使い分け

災害初期は断片情報をつなぎ合わせる「統合」、情報が揃った後は大量の情報を精査する「分析」が大切。場面に応じて使い分ける。

### 4 初期情報は氷山の一角

災害初期の被害報告は、氷山の一角に過ぎない。最終的に数十倍に膨らむこともあることを、常に念頭に置く。

### 5 現場主義の徹底

前線に職員を派遣することは、最も効果的な情報収集手段の一つである。職員をより早く被災現場へ派遣し、現地の情報を把握することを優先する。

### 6 安心を届ける情報発信

結論が出ていない段階でも「県が今何をしているか」という情報を積極的に発信して、県民に安心を届ける。

### 7 死者ゼロに向けた避難支援

予測可能な台風では常に「死者ゼロ」を目指し、避難情報の発令支援を積極的に行う。

## 第2章 情報収集

災害初期の情報収集は、断片的な情報を統合して全体像を把握することが基本である。過小評価は初動の決定的な誤りにつながるため、想像力を働かせ、常に最悪の事態を想定する。

### 1 災害のフェーズに応じた情報収集の力点

情報収集の目的はフェーズに応じて変わる。①警戒段階では市町の避難情報発令状況の把握、②被害発生段階では重点支援市町の絞り込み、③支援段階では支援ニーズの把握を主眼とする。

### 2 具体的な情報収集の手段

#### (1) SNS の活用

SNS 担当者を指名し、「スペクティ」を用いて継続的に投稿を監視する。被害が疑われる投稿や、特定地域への集中、人的被害を示す内容を把握した場合は、当番課長以上へ即時共有する。

#### (2) ヘリコプターの活用

危機管理監は発災後、幹部会議を開催してヘリによる上空偵察の範囲等を決定し、消防防災航空隊へ出動を指示する。上空からの映像は、LASCOM 回線により市町・地域局へ配信し、被害の広がりや棟数を把握する。

#### (3) 職員の現地派遣

危機管理監は発災後、市町支援機動班員を招集し、被害市町へ派遣する。派遣にあたっては、まず幹部会議を開催して任務、連絡体制、安全確保の方法等を決定し、その内容をブリーフィングにより市町支援機動班員へ明確に指示する。

### 3 地域局との連携

地域局との役割分担は重要である。方面本部は地理的優位性を活かして先行して職員を派遣し、主に初動の情報収集を担う。本部は必要に応じて職員を派遣し、市町支援の判断と実行を担う。

## 第3章 情報共有

災害時の情報共有とは、職員が覚知した情報が速やかに幹部へ伝達され、適時・的確な意思決定につながる情報の流れをいう。これを支える基盤として3つの取組を進める。

### 1 心理的安全性の確保

職員が職位にかかわらず異論や懸念を率直に述べられる組織文化を平時から育むことで、災害時の重要な情報の速やかな共有と誤った初期予断やその固定化の防止につなげる。

### 2 幹部中心の協議体制の構築

幹部はオペレーションブース中央に常駐し、情報収集・応急対策の各担当を左右に配置して指示・報告動線を最短化し、同じ空間で同じ情報を共有することで判断の質とスピードを確保する。

### 3 GIS・チャットツールの活用

#### (1) GISの活用

現地派遣職員は、被害状況の写真・映像を撮影し、静岡県防災情報共有システム等のGISに展開して共有する。幹部はこの情報を確認して、必要に応じて対応方針の決定・見直しに活用する。

#### (2) チャットツールの活用

県庁・地域局・現場の職員が同一のチャットグループを使用し、リアルタイムで情報を共有する。災害時は、本部職員がLoGoチャット又はLINEのグループを立ち上げ、関係職員を招待する。現地派遣職員は、現場で撮影した写真・映像や気付いた点を随時投稿し、幹部はチャット上に集約される情報を確認して判断や指示に反映する。チャットはそのまま時系列記録としても活用する。

### 4 共有した情報の発信

災害時の情報発信は県民の命と暮らしを守る重要業務である。危機管理部は、避難行動を促す情報のほか、被害状況や県の支援策など、災害のフェーズに応じて被災者が求める情報を、報道機関とも連携して積極的に発信する。

## 第4章 意思決定

災害時の意思決定は、常に「先手」で事態に対処できるよう適切なタイミングを計ることが最優先であり、危機管理部が主体的に判断して知事へ上申する流れを平時から整備しておく。意思決定は、次の4つの基本方針で行う。

### 1 災害時の意思決定ルールの確認

台風接近時は幹部会議を開催して、災害対策本部の設置、災害救助法の適用、自衛隊の災害派遣要請など、重要事項の判断手順を再確認する。

### 2 心構えの徹底

台風接近時は幹部会議を開催して、プロアクティブの原則の徹底など、第1章で示した心構えを全員が再確認する。

### 3 認知バイアスの防止

#### (1) 「見立て」の客観性確保

認知バイアスを防止するため、まず多角的な情報収集を徹底する。単一の情報源に依存せず、SNS・上空偵察・静岡県防災情報共有システムに加え、現地派遣職員からの報告など複数の情報を突き合わせて状況を把握する。これにより、特定の情報に引きずられて災害の全体像を見誤り、被害を過小評価することを防ぐ。

#### (2) 判断理由の明文化と共有

重要な判断を行う際は、幹部会議を開催する。この際、判断の理由や検討した代案を文書化して共有し、複数者で妥当性を確認する。これらの記録は、状況変化に応じた判断の見直しや、後日の検証・説明の基礎資料としても活用する。

### 4 市町との意思疎通

被害覚知後は、県幹部から市町幹部へ直接ホットラインで連絡し、認識のズレを初動で防ぐ。市町長の県本部会議へのオンライン参加も活用する。

## 第5章 個別対策

発災初期に危機管理部が行う最重要の意思決定は、①災害対策本部の設置、②避難情報発令の助言、③災害救助法の適用、④自衛隊の災害派遣要請の4つであり、いずれも先手を打って適時・的確に実行することが求められる。

### 1 災害対策本部の設置

#### (1) 根拠規定

災害対策本部の設置は、災害対策基本法第23条をはじめ、静岡県災害対策本部条例、災害対策本部運営要領といった複数の法令・規程に基づいて行われる。

特に、災害対策基本法が、災害が発生した場合だけでなく「災害が発生するおそれがある場合」にも本部の設置を認めている点に留意する必要がある。

#### (2) 本県における災害対策本部の体系

一般的に、「災害対策本部」の名称で設置される「本部」に加え、本県では、より迅速に各種対応を展開できるよう、「災害対策本部」の設置前に体制整備を行う「災害警戒本部」がある。

この「災害警戒本部」は、いわば「災害対策本部」の一形態であり、指令部要員等の配備体制をコンパクトにしつつも、災害対策本部と同様の権能を有し、被災者支援等に取り組むための「本部」である。

そのため、本章では、両本部を総称する名称として「災害対策本部等」又は「本部等」と表現する。

#### (3) 早期設置の意義

災害対策本部等は、県の災害応急対策の総合調整、対外的な総合窓口、市町が実施する災害対応の支援といった機能を適切に果たすために知事が設置する臨時組織である。

この本部等の設置が早ければ、後続の不測事態に対して主体的かつ迅速に対応できるが、設置が遅れば応急対策全体が後手に回り、被害拡大や混乱を招くおそれがある。

#### (4) 意思決定者

災害対策本部等の設置は、知事が判断する。

ただし、知事に事故があるとき（不在で連絡が取れない場合を含む）は、

副知事が代理となる。

事務決裁規程による本部等設置の権限については、知事から危機管理部長への委譲がされていない。

#### (5) 意思決定プロセス

災害対策本部等の設置は、まず危機管理部内の幹部会議により、設置日時・動員規模・本部員会議の開催時期などの要件を整理し、副知事、知事の順に上申して（指示があれば修正して）、決定する。

決定後は、担当課から各部局・市町・関係機関へ電子メール等により周知し、必要な体制を整える。

#### (6) 基本的な考え方

災害対策本部等は、危機事案の規模、県民生活への影響、突発的な状況変化のリスク等を踏まえ、知事の重要な意思決定や庁内横断的な対応が必要となる場合に速やかに設置することを基本とする。判断に迷う場合は、プロアクティブの原則に基づき、早期設置を優先する。

災害対策基本法の趣旨を踏まえ、被害がまだ顕在化していない段階でも、災害発生の蓋然性が高い場合には躊躇せず本部等を設置する。

#### (7) 具体的な設置基準の意義

具体的な設置基準については、災害対策本部運営要領の別表共通の1に位置付けられているものの、これは「この基準に達していなければ災害対策本部等を設置してはならない」という制限を設ける趣旨ではない。

これらの基準は、重大災害が発生しているにもかかわらず本部等が設置されない事態を防ぐために「少なくともこの状態に達したならば本部等を設置しなければならない」ことを示すものであり、いわば遅れを防ぐための“目安”である。

したがって、具体的な設置基準に到達していない段階であっても、上記に示した基本的な考え方に照らして必要なときは、気象庁の早期注意情報や時系列情報なども参考にして、空振りを恐れることなく本部等を設置すべきである。

#### (8) 災害対策本部等の具体的な設置基準

災害対策本部運営要領の別表共通の1において、次のとおり定められている。

<災害対策本部運営要領 別表共通の1より>

災害警戒本部の設置基準	災害対策本部の設置基準
① 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	① 大津波警報
② 噴火警戒レベル4	② 震度6弱以上
③ <u>気象特別警報の発表に至る見込み</u>	③ 噴火警戒レベル5
④ <u>大規模な災害のおそれがあり警戒が必要なとき</u>	④ 気象特別警報
⑤ <u>1市町以上が災害救助法適用程度に達する見込み</u>	⑤ <u>洪水予報河川の氾濫発生情報</u>
	⑥ <u>水位周知河川の大規模な氾濫</u>
	⑦ 緊急安全確保
	⑧ 災害救助法の適用申請
	⑨ <u>大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</u>
	⑩ 大規模インフラ障害が長時間継続する見込み

(9) 台風説明会等を踏まえた事前判断

台風接近時には、危機対策課と静岡地方気象台が連携して台風説明会を開催し、予想される災害や警戒すべき時間帯を示す。また、特別警報級の災害が見込まれる場合には、気象庁本庁が記者会見を開いて警戒を呼び掛ける。

危機管理部は、この段階で得られる情報（気象庁の早期注意情報や時系列情報を含む）を踏まえ、知事・副知事と協議の上、災害対策本部等のおおよその設置日時を事前に予定し、関係者と共有しておく。被害発生後や特別警報発表後に慌てて検討するようなことは避けなければならない。

(10) 災害対策本部等設置に関するまとめ

災害救助法の適用、自衛隊の災害派遣要請、市町支援機動班の派遣などの応急対策は、いずれも災害対策本部等の設置が前提となる。本部等設置が遅れば、これらの判断も後手に回るため、早期設置が極めて重要である。

平時からこうした共通認識を持ち、災害発生時には遅滞なく本部等を設置する必要がある。

## 2 避難情報発令の助言

### (1) 基本的な考え方

避難情報の発令は、目前に迫った危険から県民の命を守るための重要な手段である。平時の備えが十分に整っていても、災害時に適切な避難情報の発令が行われなければ、県民の命を守り切ることはできない。

市町長は災害対策基本法に基づき、住民等に避難情報を発令する権限を持つ。一方、県はその事務を助ける役割を担う（第4条、第56条、第60条、第61条の2）。

本県の地域防災計画では、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、県は市町に対して積極的に助言すべき旨を定めている（共通対策編第3章 第7節）。

### (2) 避難情報と警戒レベルの体系と運用

避難情報の基本的な枠組みは、内閣府が「避難情報に関するガイドライン」を作成して整理している。

ガイドラインでは、住民が危険度や取るべき行動を直感的に理解できるよう、まず警戒レベル1～5の枠組みを示し、このレベルに市町長が発令する避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）や、気象庁の防災気象情報を対応づけている。

例えば、気象庁がレベル4相当の防災気象情報（氾濫危険警報や土砂災害危険警報など）を発表した場合、市町はこれを参考としてレベル4避難指示の発令を検討し、住民は安全な場所へ避難する。

避難情報は、空振りをおそれず、早めに出すことが基本である。住民が安全な場所へ移動するには時間がかかるため、十分なリードタイム（時間的余裕）を確保する必要がある。また、夜間や暴風時の移動は危険が大きいため、日中・暴風前の避難完了が望ましい。

また、発令対象区域を絞り込むことも重要である。市町全域ではなく、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など危険が高い区域に限定して、学区や町丁目等の地区名を示すことで、住民は自分事として受け止めやすく、的確な避難行動につながりやすい。

市町はこのガイドラインを参考に、平時から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準や伝達方法等を定めた避難判断マニュアルを作成しており、災害時はこれに基づき避難情報を発令する。

### (3) 県から市町への助言

#### ア 県の助言の考え方

市町長は、避難指示又は緊急安全確保を発令するときは、災害対策基本法に基づいて知事に「助言」を求めることができ、知事は技術的に可能な範囲で助言を行うべきとされている（第61条の2）。

本県では、市町から助言を求められた場合はもちろん、求めがない場合であっても災害の危険が迫っているときは、住民等の安全を確保するため速やかに避難情報を発令するよう促すこととしている。

なお、この助言は、経験の少ない市町が判断に迷ったり、発令を躊躇してタイミングを逃したりすることを防ぐために、県が持つ情報や知見を共有して、発令の検討を後押しするものであり、発令を強制したり、市町の判断を覆したりするものではない。

#### イ 台風接近段階の助言

危機対策課は台風接近時、静岡地方気象台と連携して台風説明会を開催し、市町等に対して台風の進路、最接近する日時、予想される災害、警戒すべき時間帯などの情報を提供する。

この際、市町に対してメール等により適時・的確な避難情報の発令に向けた準備をするよう呼びかける。

#### ウ 防災気象情報発表段階の助言

危機管理部当番職員は配備中、各市町における避難情報の発令状況を継続的に把握し、発令が遅れている市町（例えば、レベル4相当の防災気象情報が発表されても、避難指示を発令しない市町）がある場合には、気象庁のキキクルや当該市町のハザードマップを確認の上、地域局とも連携して速やかに発令を促す。ただし、市町があえて避難情報の発令を行わない場合があることに留意する。

#### エ 市町への助言にあたっての留意事項

市町は、レベル4相当の防災気象情報が出たからといって機械的に避難指示を発令するのではなく、地域の実情を踏まえて総合的に判断している。

例えば、土砂災害危険警報が発表され、気象庁の土砂キキクルが「紫：危険」であっても、当該メッシュ付近に住家等がない場合、市町は避難指示を発令しない。

また、すでに降雨が収まりつつあり、土壌雨量指数が低下すると見込

まれる場合にも、市町は発令を見合わせることもある。

このため助言にあたっては、市町が十分に検討した上であえて避難情報を発令していないのか、単に検討が遅れているのかを丁寧に確認することが重要である。

#### (4) 市町から県への報告

市町は、避難指示又は緊急安全確保を発令した場合、速やかに県へ「報告」しなければならない（災害対策基本法 第 60 条）。

報告は、静岡県防災情報共有システムへの入力により行うことを基本とする。

#### (5) 高齢者等避難の取扱い

高齢者等避難（災害対策基本法 第 56 条）は、高齢者や障害のある方など、避難に時間を要する住民に早期避難を促すために、市町長が発令する情報である。

実務上は避難指示や緊急安全確保（いずれも第 60 条）と並べて扱われるが、法令上は別制度であり、このため「助言」、「報告」等の規定は適用されない。

#### (6) 避難情報発令の助言に関するまとめ

災害時は、適切な避難を促すことにより死傷者を生じさせないことが重要である。

災害対策基本法に基づく避難情報の発令は市町が主体となっていくが、県も市町と一体となって住民の行動変容を促し、死傷者ゼロを目指すこととする。

### 3 災害救助法の適用

#### (1) 災害救助法の概要

災害救助法は、大規模な災害が発生したときに、国が地方自治体等と協力して被災者を救助することを定めた法律である。

県は、一定規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町ごとの区域を定めて災害救助法を適用する。

災害救助法による救助は都道府県が行う（法定受託事務）が、必要に応じてその事務の一部を市町村へ委任することができる（本県では、大部分の救助事務を市町へ委任することとしている）。

救助にかかった費用は国及び都道府県が負担するため、市町は財政負担なく救助を実施できる。

なお、救助実施市に指定された静岡市、浜松市については、この限りではない（以下、本節において同じ）。

#### (2) 意思決定者

災害救助法の適用は、知事が判断する。

ただし、知事に事故があるとき（不在で連絡が取れない場合を含む）は、副知事が代理となる。

事務決裁規程による災害救助法適用の権限については、知事から危機管理部長への委譲がされていない。

#### (3) 具体的な事務手順

##### ア 意思決定プロセス

災害救助法の適用にあたっては、まず各市町の意味確認を行い、危機管理部内の幹部会議により対象市町を選定した上で、内閣府と協議する。協議が整い次第、副知事、知事の順に上申し、適用を決定する。

決定後は、健康福祉部や対象市町などの関係先へ電子メール等により周知し、公示（県庁前掲示板へ掲示、県公報への登載、報道提供、ホームページ掲載）を行う。

##### イ 市町への意思確認

県は、台風等により災害対策本部等を設置したときは、方面本部を通して各市町へ連絡し、災害救助法の適用意思（適用を希望するか否か）を確認する。

大きな災害では、短時間のうちに多くの市町の意味確認を行う必要があり、事務の混乱が発生しやすいことから、市町との連絡は、電話によ

る口頭での確認だけではなく、必ずメール等の文書により確実に記録を残す。

この際に使用する様式や、適用までの具体的な手順は、健康福祉部「災害救助の手引き」等に記載されている。

なお、南海トラフ地震等により広域に甚大な被害の発生が明らかな場合には、意思確認を省略し、県の判断により全市町に災害救助法を適用する。

#### ウ 内閣府との協議

災害救助法の適用には、内閣府との協議が必要である。

協議にあたっては、県は災害対策本部等を設置した上で、適用市町の災害対策本部の設置状況、住家被害棟数、避難者数等を把握し、内閣府へ説明しなければならない。

公示日時の調整に加え、適用決定までに時間を要するため、早期に協議を開始する。

### (4) 適用の基準

#### ア 全体像

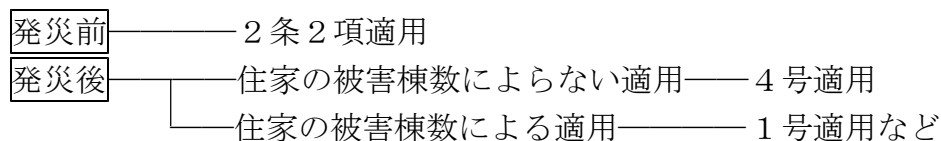
災害救助法の適用には複数の基準があり、災害の進行段階に応じて最適なものを選択する必要がある。

まず、災害が発生するおそれがある段階では、国が災害対策本部を設置した場合に適用することができる「2条2項適用」がある（災害救助法 第2条第2項）。

次に、災害が発生した段階では、多数の者が生命・身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合に適用することができる「4号適用」がある（災害救助法施行令 第1条第1項第4号）。

さらに、住家被害が量的に判明した段階では、滅失世帯数が基準に達した場合に適用することができる「1号適用」、「2号適用」、「3号適用」がある（災害救助法施行令 第1条第1項第1～3号）。

#### 災害救助法の適用基準



近年は、全国的に4号適用の事例が最も多く、次いで1号適用が多い。

2条2項適用は制度が新しく、発災前の国の災害対策本部設置が条件となっていることもあり、まだ適用事例は少ない。

なお、実務上は、早期に適用可能（＝救助を開始可能）な、2条2項適用や4号適用を優先して検討することが重要である。

以下、適用を判断すべき時点が早い順で記載する。

#### イ 2条2項適用（災害が発生するおそれがある段階の適用）

2条2項適用は、災害が発生するおそれがある段階において、①国が災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、②その所管区域に本県が含まれ、③被害を受けるおそれがある場合に行うことができる。

2条2項適用を行う場合、県はその旨を公示して救助を開始する。その後災害が発生した場合には、いったん2条2項適用を終了し、再び公示を行って他の適用（1号適用や4号適用）へ切り替える。

おそれがある段階で実施できる救助は、避難所・福祉避難所の供与及び要配慮者の避難のための輸送に限られる（令和3年5月10日付け府政防第601号、消防災第60号）。

本県では、令和6年台風第10号で適用実績があり、今後も災害発生のおそれがある段階からの早期対応を図るため、積極的に活用する。

#### ウ 4号適用（住家の被害棟数によらない適用）

4号適用は、災害が発生し、まだ住家被害の規模は分からないものの、多数の者が生命・身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合に行うことができる。

具体的には、①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合、②特殊な補給方法や救出技術を要する場合とされている（災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 第2条）。

運用上は、①県・市町が災害対策本部を設置していること、②住家被害が発生している（又は高い蓋然性がある）こと、③避難所が開設され避難生活が継続する見込みであること、これら①から③の全てを満たす場合、又は①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たすことが求められる（令和5年8月31日付け内閣府事務連絡）。

4号適用は、住家の被害棟数が判明していない段階でも適用できるため、内閣府では近年、積極的な活用を促している。

ただし、4号適用には明確な基準がないため、内閣府と個別具体的に協議しながら適用の判断をする必要がある。

## エ 1号適用（住家の被害棟数による適用）

1号適用は、市町ごとに住家の「滅失世帯数」が「基準世帯数」に達した場合に行うことができる。

「滅失世帯数」は、災害発生後に「全壊＋半壊等×1/2＋床上浸水×1/3」の計算式で算出される。

「基準世帯数」は市町により異なり、例えば、富士市・沼津市などの人口の多い市では100世帯、松崎町や川根本町など人口の少ない町では40世帯と定められている（詳細は、静岡県健康福祉部「災害救助の手引き」参照）。

1号適用を行う際は、市町から静岡県防災情報共有システムで報告される住家被害棟数を監視するとともに、必要に応じてヘリによる上空偵察等により被害棟数を直接カウントする。

1号適用は基準が明確で判断しやすい一方、大規模災害では住家被害の確定に時間を要することから、必然的に救助開始が遅れるため、実務上は1号適用の基準への到達を待つよりも、早期に適用可能な4号適用を優先して検討する。

## （5）災害救助法適用に関するまとめ

災害救助法の適用にあたっては、「2条2項適用」、「4号適用」、「1号適用」などの違いを正確に理解し、適切に使い分ける必要がある。そのためには平時から手続を確認し、遅滞なく判断できる体制を整えておくことが重要である。

なお、本県では、災害救助法の適用決定は危機管理部が、適用後の実際の救助実施は健康福祉部が担当することとしているため、内閣府との協議の段階から、適宜健康福祉部と情報共有を図りながら事務を進める。

## 4 自衛隊の災害派遣要請

### (1) 制度の概要

災害対策基本法第5条では、県は広域自治体として市町や関係機関の防災活動を助け、その総合調整を行う責務を有する旨を定めている。さらに、同法第23条では、県災害対策本部の所掌事務として、関係機関相互間の連絡調整を行うべき旨を定めている。この前提を踏まえ、自衛隊法第83条は、静岡県の場合には、県知事に対して自衛隊の災害派遣を「要請」する権限を与えている。

一方、市町長は、災害対策基本法第68条の3に基づき、県知事に対して自衛隊派遣要請を「要求」することができる。この要求は、知事に対して早期の行動を促す効果を持っており、県は市町の判断を尊重して自衛隊と調整を行うなど、その責任を果たす必要がある。なお、市町からの要求は方面本部を経由して県庁へ伝達されるのが標準的なルートである（災害対策本部運営要領）。

### (2) 災害派遣の3要件

防衛大臣又はその指定する者（例：陸上自衛隊第34普通科連隊長）は、次の3要件を総合的に勘案して、自衛隊の災害派遣の可否を判断することとしており、県としても要請の適否を判断する際に、この3要件を踏まえることが不可欠である。

#### <災害派遣の3要件>

①	緊急性	状況からみて差し迫った必要性があること
②	公共性	公共の秩序を維持する観点において妥当性があること
③	非代替性	自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと

このうち、非代替性については特に判断が難しく、要請に先立って消防、警察、水道事業者、建設業者、民間施設、弁当・キッチンカー、NPOなど、他の手段で対応できないかを具体的に検討する。

### (3) 判断基準

県は、自衛隊の要請にあたっては、主体的に判断することを基本とする。そのため、県が入手した被害等の情報から直ちに自衛隊の救援の措置をとる必要があると認められる場合は、市町からの要求を待つことなく、直ちに自衛隊の災害派遣を要請する。

また、市町から災害派遣の要求があった場合には、県は、災害対策基本法第 68 条の趣旨に沿って、原則として要請を行うものとする。ただし、災害派遣の 3 要件に合致しないことが明らかな場合には、情報等を改めて収集した上で、要請の判断を行う。

#### (4) 意思決定者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が判断する。

ただし、知事に事故があるとき（不在で連絡が取れない場合を含む）は、副知事が代理となる。

なお、事務決裁規程においては、自衛隊災害派遣要請は危機管理部長による専決処分も可能となっている。この部分が、「災害対策本部の設置」や「災害救助法の適用」とは異なる。

#### (5) 意思決定プロセス

自衛隊の災害派遣要請にあたっては、まず危機対策課長が、市町の被害状況や救援ニーズを把握した上で、陸上自衛隊第 34 普通科連隊と事前調整を行い、自衛隊の災害派遣の 3 要件に該当するかを相互に確認し、その結果を整理して危機管理監へ報告する。

危機管理監は、危機管理部内の幹部会議を開催し、必要に応じて改めて市町や自衛隊等の幹部から意見を聴取した上で、要請の適否を総合的に判断し、その結果を副知事、知事の順に上申する。

知事の判断により要請が決定した場合は、直ちに危機管理監から陸上自衛隊第 34 普通科連隊長へ、知事名の文書にて（緊急時は危機管理監から口頭で）災害派遣を要請する。

#### (6) 自衛隊派遣要請の実務

##### ア 具体的な要請手続

自衛隊の災害派遣要請は、危機管理監から陸上自衛隊第 34 普通科連隊長に対して、以下の事項を明らかにした文書により行う。

なお、緊急に要請するときは、県防災行政無線等により口頭により行い、事後速やかに文書で要請を行う（詳細は「静岡県地域防災計画」を参照）。

＜要請時に明らかにすべき事項＞

①	災害の情况及び派遣を要請する事由
②	派遣を希望する期間
③	派遣を希望する区域及び活動内容
④	その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の活動内容

自衛隊の活動内容は多岐にわたり、防衛省防災業務計画では、自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容として、次の12項目が示されている。要請は、このうち希望する活動内容を具体的に示した上で行う。

＜自衛隊の救援活動の具体的な内容＞

①	被害状況の把握	⑦	応急医療、救護及び防疫
②	避難の援助	⑧	人員及び物資の緊急輸送
③	遭難者等の捜索救助	⑨	給食、給水及び入浴支援
④	水防活動	⑩	物資の無償貸付又は譲与
⑤	消防活動	⑪	危険物の保安及び除去
⑥	道路又は水路の啓開	⑫	その他

ウ 判断の過程や理由の透明化

自衛隊の災害派遣について、県は3要件に基づき要請の適否を判断する主体である。県は、市町や被災者の立場に立ち、最初から「3要件に該当しない」とするのではなく、「どうすれば3要件に該当すると説明できるか」を考え、「要請する／しない」を判断する。

災害の状況によっては、自衛隊へ市町への連絡員（LO）派遣を依頼し、その報告を踏まえて判断することも検討する。

重要なのは、いずれの判断であっても、その過程と理由を外部に対して「透明化」することである。県は、自衛隊との事前調整を含む判断プロセスと、3要件に照らした判断理由（緊急性・公共性・非代替性のそれぞれをどのように評価したか）を、市町・県民・県議会・報道機関等に対して説明できるよう整理する。

エ 要請見送り時の説明と代替策

市町から要求があっても、災害派遣の3要件に明らかに合致しない場合には、県として要請を見送ることがある。

この場合、県は、要請を見送る理由（市町が希望する活動が、どの要件に、どのような理由で該当しないのか）を整理して、市町等へ丁寧に説明するとともに、問題の本質的な解決に向け、被災者に必要な支援が確保されるようにするため、県は代替策を検討し、市町に提示する。

#### （７）自衛隊要請に関するまとめ

自衛隊の災害派遣要請は、県が広域自治体としての責務を果たす上で極めて重要な手段となる。

県は、被災した市町の危機感や意向を真摯に受け止め、消防、警察、民間協定業者など関係機関の活動状況を的確に把握した上で、総合的な見地から「災害派遣の３要件」への適否を評価し、自衛隊とも認識等を共有しながら、最も効果的な支援手段を選択する。

要請する場合も、見送る場合も、その判断には県としての説明責任が伴うことを常に意識し、被災者の安全と生活の確保を最優先に対応することとする。

## 第6章 平時の備え

災害対応の質とスピードは平時の準備で決まる。危機管理部職員は、以下3点を柱として備えを強化する。

### 1 計画・規程・マニュアル等の整備

#### (1) 想定漏れの防止

今後、県地域防災計画に竜巻・突風を正式に位置付けるなど、想定し得る災害を記載し、対応方針を明記することにより、災害発生時に判断が遅れない体制を整える。

#### (2) 計画を拠り所とする基本姿勢

危機管理部職員が平時から計画・規程・マニュアル等(以下「計画」という。)を読み込み、災害時には組織として計画を拠り所に行動するという共通認識を持つ。計画に沿った行動は、事後の検証と改善の基礎となる。

#### (3) 想定外に対応する柔軟性

災害には必ず想定外の部分が生じるため、計画の記載どおりに機械的に行動するのではなく、状況に応じて計画の枠を超えた判断や、あえて踏みはずす行動を選択するなど、対応に柔軟性を持たせる。

#### (4) 不断の見直し

実災害や訓練で得た教訓を踏まえ、計画の不断の見直しを図る。経験に基づく改善を繰り返すことで、現実に即した内容へ成熟させ、次の災害に備える。

### 2 知識・経験の伝承

職員のノウハウはマニュアル化して、継承できる体制を整える。災害後の振り返りを通じて組織として同じ轍を踏まないよう取組を進化させる。

### 3 実践的な防災訓練

防災訓練は決められた手順の確認にとどまらず、シナリオに依存しない幹部会議による柔軟な判断の訓練も取り入れ、先手の意思決定力を養う。

台風等の災害時における  
適切な情報活用サイクルを踏まえた  
初動対応マニュアル

— 令和7年台風第15号の教訓を未来へ生かすために —

令和8年6月

作成 静岡県危機管理部